

2023年度愛知県予算への重点要望書

【もくじ】

第1章 暮らし・福祉を最優先に

- I. 県民のいのちと暮らし、福祉、医療を守るために
- II. 健康で文化的な生活を誰にでも

第2章 子育て支援に全力を

- I. どの子ども安心して育てられる福祉の充実を
- II. どの子ども生き生き学ぶことができる教育・学校づくりを

第3章 県民に根ざした経済基盤を確立し、誰もが豊かに暮らせる愛知を実現

- 1) 中小企業の技術を生かし、豊かな農林漁業振興で経済活性化を
 - I. 中小企業を主役にした経済発展を
 - II. 食の安全を確保し、県土を守る豊かな農林漁業を
- 2) 誰もが安心して豊かに暮らせる愛知を実現
 - I. 女性の意見が反映された「ジェンダー平等社会」を
 - II. 青年が希望を持って学び、働ける愛知を
 - III. 県民がいきいき働けるルールづくりを
 - IV. コロナ危機から中小業者の営業と暮らしを守る
- 3) 文化、芸術、スポーツが光る愛知を
 - I. 県民の暮らしを豊かにする文化、芸術活動、鑑賞を
 - II. スポーツのあり方を県民本位の施策で

第4章 安全、平和をまもる愛知へ

- I. 地震・風水害、原発災害から県民を守るために
- II. 「SDGs未来都市」めざし県民が安心して暮らせる環境にやさしい愛知を
- III. 政府に核兵器禁止条約への参加を求め、憲法9条が生きる平和な愛知を

第5章 市町村と県民を応援する県政を

2022年8月8日

愛知県知事
大村 秀章 様

くらし、教育、平和をまもる清潔な革新県政をつくる会
(革新県政の会)
代表 樽松 佐一

2023年度愛知県予算への重点要望書

県民のため日頃からの県政運営とともに、引き続き新型コロナウイルス感染者の対応をはじめ、いのちと暮らし、営業を支える取り組みに敬意を表します。

新型コロナウイルス感染症は、保健所の危機的状況をうみ、病院や療養宿泊所に入れず、自宅療養中になくなる方が生じるなどに、県民のいのちや暮らしを支える医療、福祉、教育などの課題を浮き彫りにしました。

また、2月に突如始まったロシアのウクライナ侵略は、多数のいのちが奪われ、一部の指導者が戦争の惨禍を引き起こす姿を見せつけられました。戦火を止め、二度と戦争が起こらない世界をつくることのできるのは、国際的な市民の世論の力に他なりません。政治を一部の指導者のわがままに任せず、住民が政治に参加すること、住民参加が政治の基本にすわることが、平和をつくり育てることにつながります。

食料、エネルギーをはじめ生活必需品の価格が急上昇しています。昨年来の原油価格高騰に加え、ロシアのウクライナ侵略が物価を一段と押し上げ、コロナ危機で落ち込んだ日本経済にさらなる打撃を与えています。国民の暮らしと中小企業の営業を守る対策が必要です。

一方で、自民党は提言を出して、政府に対GDP（国内総生産）比2%以上を念頭に置いた軍事費の増額も求めており、2022年度の日本の軍事予算5兆4000億円の2倍以上になります。その財源として消費税の増税などが強行されることになれば、国民生活が大きく圧迫されかねません。

大村県政の「あいちビジョン2030」は、「世界から選ばれる魅力ある愛知」とし、ジブリパーク、アジア競技大会、リニア中央新幹線などビッグプロジェクト中心で、大企業の利益第一・経済成長優先というこれまでの姿勢と変わるものではありません。

自民公明の新自由主義を追従、防衛費拡大から、県民のいのちとくらしを守るために社会保障に拡充させ、格差と貧困を是正する県政に転換することが求められています。県民のくらしを受け止め、医療の体制の拡充、介護、保育、教育の充実させることが必要です。そして、県が先頭にたって県民のくらし、平和で持続可能な社会へむけ積極的に取り組むことが求められています。

つきましては、革新県政の会は、県民生活を守る立場から、愛知県に対する来年度予算についての要望をまとめましたので提出させていただきます。真摯に検討し応えていただきますよう、よろしくお願いいたします。

第1章 くらし・福祉を最優先に

I. 県民のいのちと暮らし、福祉、医療を守るために

(1) コロナ感染対策の教訓を踏まえ、保健・医療体制を拡充・確立するために

- ① コロナ感染症対応の教訓を踏まえ、12 保健所と 9 保健分室に再編・縮小された保健所を検証し、新たなコロナ感染症蔓延等に対応できる必要な見直し拡充を行うこと。保健師などの増員により保健所機能を充実し、保健センター・福祉事務所・地域包括支援センター・医療機関・介護施設などと協力して、学区単位での「地域包括ケア（健康なまちづくり）」のネットワークづくりを進めること。
- ② コロナ感染症対応の教訓を踏まえ、「地域医療構想」の推進にあたっては、安易な病床機能転換や病床削減を行わず、先ず必要病床の不足医療圏の解消に努め、県民医療充実の立場から具体化し推進すること。とくに感染者受け入れ病床・施設を十分確保し、協力医療機関・施設へは十分な財政支援をおこなうこと。
- ③ 県立病院は充実すること。とくに精神医療や障害児・者医療、小児医療やへき地医療などの分野に責任をもって対応すること。東三河北部医療圏での透析医療を含む医療体制の確保に、県としても責任を持って支援すること。
- ④ 医学生への奨学金拡充、研修制度への支援、女性医師の出産・育児等への援助、勤務医の労働条件改善など、総合的な計画を持って医師不足対策を進めること。
- ⑤ 上記①～④での保健・医療・福祉の体制拡充に沿って、看護師・介護士等の養成段階からの需給計画を改めて作成すること。看護師養成所運営費補助金の補助基準を増額すること。また県看護修学資金の打ち切りを撤回し新たに充実・拡充を行うこと。介護士養成にも必要な支援を行うこと。
- ⑥ PCR 検査や抗原検査を希望する人に「だれでも、いつでも、何度でも、無料で」受けられる体制を確立すること。

(2) 子どもと障害者、高齢者等の福祉医療制度の拡充を

- ① 子ども・障害者・高齢者・ひとり親家庭の福祉医療制度を縮小せず、存続・拡充すること。
- ② 子どもの医療費無料制度を、通院・入院とも 18 歳まで拡大すること。当面すぐに通院も中学卒業までに拡大すること。
- ③ 手帳 1・2 級を所持していない精神障害者の自立支援医療受給者も医療費助成制度の対象とすること。
- ④ 後期高齢者の医療費 2 割負担化を実施しないよう国に強く迫ること。70 歳から 74 歳の高齢者の医療費負担は 2 割自己負担を 1 割とし、75 歳以上の高齢者の医療費の 1 割負担は無料とする、県独自の助成制度を設けること。
- ⑤ 妊産婦医療費助成制度を創設すること。
- ⑥ 入院時食事療養の標準負担額も福祉医療制度の助成対象とすること。

(3) おとしよりが安心して暮らせる介護をはじめ環境の保障を

- ① 高い保険料と利用料を抑え、利用しやすい介護保険に改善のため、公費負担割合を当面 6 割に引き上げるよう国に働きかけること。また介護保険料・利用料減免制度を創設すること。
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険料減免制度は、前

年所得ゼロまたはマイナスの世帯にも適用すること。また、収入減少を理由とした既存の減免制度の要件をコロナ特例減免相当の要件に拡大するよう、県としても支援すること。

- ③年金収入だけで生活している人も入れる、特別養護老人ホームや小規模多機能施設など高齢者福祉施設を大幅に増やし、特別養護老人ホーム待機者をゼロにすること。要介護1・2の方の特例入所について、広報を積極的に行い、入所希望者に適用すること。特別養護老人ホーム待機者調査を毎年実施すること。施設入所時の食費、住居費、水光熱費の自治体独自の補助制度を創設すること。
- ④新しい総合事業については、要支援者の通所・訪問介護サービスなどが期限を区切った「卒業」などの押しつけによって、必要な専門サービスの打ち切りとならないように、県としても市町村を支援すること。
- ⑤「地域包括ケアシステム」の構築に当たっては、「包括支援センター」は民間事業者への安易な丸投げを行うのではなく、自治体ごとに1カ所は市町村直営とするなど、誰もが気軽に医療・介護の相談ができる公的窓口を数多く設置するよう支援すること。
- ⑥高齢者をはじめとする住民の「移動」の保障のため、県としても公共交通の確保に努めること。合わせて市町村が実施する「循環バス」などへの財政支援を県としても行うこと。

(4) 障害者・児が地域で安心して生活できる愛知を

- ①身体・知的・精神を問わず、すべての障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できるよう、居宅介護・移動支援事業者への支援、通所施設への支援を行うこと。また、グループホームや入所施設を拡充すること。
- ②障害者・児の福祉サービスの利用料、給食費などの負担の無償化を進めること。
- ③40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、厚生労働省通知「介護給付費等と介護保険制度との適用関係」にもとづき、一律に介護保険利用優先とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるよう通知の徹底を市町村に働きかけること。
- ④障害者グループホームの夜間職員は、必ず複数配置にするよう基準を定め、それが可能な報酬単価に改善するよう国に要望し、県としても助成すること。
- ⑤障害者差別解消法の改正にとともに、障害者差別禁止条例を改正するとともに、条例の厳格な運用のための体制整備をすすめ、障害者の権利を尊重する広報・教育を拡充すること。

(5) 誰もが保険証一枚で負担の心配なく受けられる医療を

- ①愛知県国民健康保険制度については、今後も持続可能な運営ができるようさらに国庫負担の増額を国に求めること。同時に市町村国保への県の補助金を復活し、市町村と協力して高い国保税（料）の当面一人平均1万円引き下げをめざすこと。
- ②県とともに市町村も保険者であることを踏まえ、市町村での一般会計の繰り入れや独自の減免制度については、市町村の意向を尊重すること。
- ③18歳までの子どもを均等割の対象としないことについては、市町村が一般会計による政策的減免制度で実施できることを市町村に徹底し普及する立場に立つこと。
- ④新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険料減免制度は、前年所得ゼロまたはマイナスの世帯にも適用すること。また、収入減少を理由とした既存の減免制度の要件をコロナ特例減免相当の要件に拡大するよう、県としても支援すること。
- ⑤新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の対象に事業主も加えること。また傷病手当金の支給を新型コロナウイルス感染症以外の傷病についても対象となるよう、国に財政措置を要求するとともに市町村を支援すること。

- ⑥後期高齢者医療へ県としての独自補助を行い、広域連合と協力して保険料を軽減すること。
- ⑦すべての被保険者に正規の保険証が交付できるよう、国民健康保険資格証明書発行の中止を国と市町村に働きかけること。

Ⅱ. 健康で文化的な生活を誰にでも

(1) 利用しやすい生活保護制度と生活困窮者への福祉改善を

- ①コロナ禍で生活困窮者が増加しており、「生活保護の申請は国民の権利です」「ためらわずにご相談ください」（厚生労働省）を全市町村の窓口に掲示すること。「水際作戦」、自治体間「たらいまわし」は断じて行わないこと。
- ②長期入院患者・専業主婦・未成年者・高齢者・長期間音信不通など仕送りが期待できない親族、「要保護者の生活歴などから特別な事情があり、明らかに扶養ができない」「夫の暴力から逃れてきた母子」「虐待などの経緯がある者」などは扶養照会の必要がないものとする。
- ③国による生活保護費の引き下げに反対するとともに、引き下げには県の責任で受給者の生存権を守る措置を検討し、市町村を援助すること。
- ④生活保護費引き下げに連動する諸施策の基準を引き下げないよう市町村を援助すること。
- ⑤生活保護の医療扶助を「医療券」から「保険証」に変えること。
- ⑥申請すればすぐに借りられるよう緊急小口貸付制度を改善すること。
- ⑦生活困窮者への家賃や光熱水費の補助制度を整備・改善すること。

(2) 県営住宅の改修・改善を急ぎ、空き部屋解消で住む場所に困らない愛知を

- ①老朽化した県営住宅の建替えをさらに急ぐこと。その際、アスベスト飛散対策を厳重にすること。建替えはPFI事業ではなく、県が責任をもって行うこと。また計画修繕（大規模修繕）を復活し、県営住宅の長寿命化計画を進めること。その際、エレベーターの設置を促進すること。
- ②県営住宅の空き家修繕など空き家対策を早急に行い、募集件数を大幅に増やすこと。
- ③若者が県営住宅に入居できるよう改善すること。また、所得の低い若者などに対し、家賃補助制度を創設すること。県内の大学と協力して空いている県営住宅を学生寮として貸し出すこと。
- ④県営住宅の耐震状況と地震対策を明らかにし、県営住宅居住者に周知すること。
- ⑤アスベスト材が使われている建物の、飛散防止対策を行うこと。

(3) 進められている「愛知多文化共生推進プラン2022」を一層充実させること

- ①愛知県内には日本語教育の必要な児童が東京都の3倍と日本一多くなっている。対策を市町村まかせにせず、県からも財政支援すること。県として、十分な教育を受けられずに15歳以上となった外国人が入学できる夜間中学をつくること。
- ②外国人が県内で生活するために必要な情報を多言語で作成し、市町村に配布すること。とくに医療・防災・失業・生活保護のように急を要するものはパンフレットにして広く配布すること。またホームページに掲載して誰でも説明できるようにすること。
- ③相談先の紹介だけでなく、その場で通訳を交えて相談できるワンストップサービスをつくること。また、平日休めない外国人のために土日夜間の相談や、無料通話のできるSNS

をつかった相談サービスを行うこと。

- ④外国人の子ども、日本語を母語としない子どもの不就学をなくすこと。外国人生徒教育支援員の予算を拡充、および日本語教育の予算措置を行うとともにすべての学校に必要な人数を配置すること。また、日本語学校などの市民の取り組みを支援すること。
- ⑤朝鮮学校など、民族教育をすすめる教育施設助成に、差別的措置をしないこと。

第2章 子育て支援に全力を

I. どの子ども安心して育てられる福祉の充実を

- ①「子どもの貧困対策推進法」および「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、愛知県が独自に実施した調査にもとづき、さらに子どもの貧困をなくす対策を推進すること。コロナ危機下での「格差と貧困」の拡大の進行の状況を踏まえ、必要な調査や見直しを行うこと。
- ②学習支援への取り組みを積極的に行い、また児童・生徒の「居場所づくり」としても、NPOなどで取り組まれている「無料塾」や「こども食堂」の取り組みをさらに支援すること。
- ③児童福祉法 24 条第 1 項に基づき保育を希望する児童には公的保育による保育実施義務を果たすように、各自治体に対しても指導を行うこと。
- ④子どもの豊かな発達のために、保育士配置と保育所面積の基準を自治体独自に上乘せ・拡充し、保育士を増やすための支援を行うこと。
- ⑤認定こども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育、認可外保育施設等、施設形態の違いによって受ける保育に格差が生じることのないよう、年 1 回の実地調査を実施し保育水準を確保するとともに援助や補助を行うこと。
- ⑥「幼児教育・保育の無償化」にあたっては、無償化の対象となるすべての施設が、認可保育施設同等の基準を満たすことができるよう、運営費・施設整備費を補助すること。
- ⑦給食材料費を（全年齢に主食費・副食費とも）無償にすること。少なくとも、当面は減免制度を実施・拡充すること。
- ⑧2013 年度から縮小した第三子保育料無料化事業を元に戻すこと。
- ⑨保育士の賃金と労働条件改善のため、待遇改善を国に要請すると同時に県としても独自補助を実施すること。
- ⑩小中学校の給食費の無償に向けて、当面減額や多子世帯に対する支援を県としても実施すること。
- ⑪放課後の子どもの居場所として重要な、学童保育を充実させること。
- ⑫児童福祉法の改正によって児童相談所の充実が質・量とも求められており、児童虐待に迅速に対応するためにも、福祉司・心理司などの専門職員の増員を行うとともに、研修システムと待遇の改善を行うこと。また、2カ所しかない一時保護所の増設を行うこと。

II. どの子ども生き生き学ぶことができる教育・学校づくりを

(1) お金の心配なく学べるよう、学校教育にかかる保護者負担の軽減を

- ①小中学校での教育活動に不可欠な給食費、教材費など学校納付金を無償にすること。

- ②高等学校では県独自の教育無償化制度を導入すること。当面年収 500 万円以下の家庭の子どもの教育活動に不可欠な教材費、生徒会費など学校納付金を無償にすること。また国へ「高校無償化」復活を申し入れること。需用費を大幅に増額し、消耗品等の費用を保護者に負担させないこと。
- ③定時制・通信制に通う子どもたちの就学を保障するため、支援制度を充実すること。
- ④県立高校の空調設備の保護者負担をなくし、県教委の責任で全校、全室（体育館を含む）に整備すること。また、市町村立の小中学校への空調設備設置のため、補助金を交付すること。
- ⑤私学助成を増額し、保護者負担を軽減すること。
- ⑥就学前保育・教育について、無償化制度導入を進めること。
- ⑦女子児童・生徒・学生が安心して通学でき自由に利用できるように、女子トイレの個室に返却不要の生理用品を設置すること。

(2) 教育予算を大幅に増やし、ゆきとどいた教育の実現を

- ①全国最低レベルの小、中、高、特別支援学校に対する予算を、大幅に増額すること。
- ②新型コロナウイルス感染防止と、子どもたちに豊かな学力を保障するため、小学校・中学校・高等学校の 30 人学級の早期実現・教職員定数増を行うこと。
- ③全ての学校に正規教職員を増やし、教員の長時間労働を解消すること。「1 年単位の変形労働時間制」の導入をしないこと。特に、2022 年 1 月の文科省調査で明らかとなった「教師不足」を早急に解消すること。
- ④スクールカウンセラーを全校に配置し、スクールソーシャルワーカーは有資格者とし、全校をカバーできる配置にすること。
- ⑤児童・生徒・学生が心・体の悩みを気兼ねなく相談できるよう、養護教諭を複数人配置すること。
- ⑥学校から体罰を根絶し、子どもの権利条約にもとづいた教育を進めること。
- ⑦2021 年 12 月に発表した「県立高等学校再編将来構想」を撤回すること。遠距離通学となる統廃合は行わず、小規模校・地域の小中学校および県立高校を守ること。
- ⑧学校給食は、子どもの健康と食の安全を守るため自校直営方式を推進すること。給食の民間委託を行わないこと。栄養教諭を配置すること。
- ⑨希望するすべての子どもたちが高校に進学できるよう学習支援体制を整備するとともに、高校の計画進学率を増やすこと。当面、2021 年 11 月に「進学見込率」と名称を変えて 91.5 %に引き下げたことを改め、93%に戻すこと。
- ⑩過大・過密解消、長時間で遠距離通学解消のため、今後も新たな障害種別の障害児学校（特別支援学校）を計画的に建設すること。また、小中学校での障害児学級や障害児学校の重複学級を増やすなど障害児教育を充実すること。特に、2022 年 3 月の文科省調査で明らかとなった「教室不足」を早急に解消すること。
- ⑪障害児学校（特別支援学校）の空調設備設置に伴う電気代等、予算を増額すること。
- ⑫県立学校の老朽校舎・危険校舎を早期に改築、改修すること。トイレの温水洗浄機付き暖房便座の整備を行うこと。小中学校のトイレの改修について財政支援を行うこと。
- ⑬ I C T 機器・情報インフラについては教育格差が広がらないよう、早急に条件整備を行うこと。また、各校に I C T 支援員を配置すること。
- ⑭「高等学校における通級による指導」の予算を大幅に拡充し、その規模を拡大すること。
- ⑮教科書採択のための教科書展示会の会場を市区町村に 1 カ所配置し、人的配置など予算措置を進めること。

- ⑩不登校生徒、高校中退者、無業者に対する、学び直し、および自立支援の取り組みの充実を図ること。
- ⑪義務教育（小・中学校）でつまずいた子どもたちの学び直しを奨励するために、夜間中学校を県内に配置すること。

第3章 県民に根ざした経済基盤を確立し、誰もが豊かに暮らせる愛知を実現

1) 中小企業の技術を生かし、豊かな農林漁業振興で経済活性化を

I. 中小企業を主役にした経済発展を

- ①中小企業を経済の主役に大企業とも連携をはかりながら、愛知の豊かな森林資源を活用したバイオマスエネルギーの活用や小水力発電など再生可能エネルギーを活用し、地域に貢献する事業を基に、経済活性化をめざすこと。企業間・異業種間の連携をすすめるため連絡会議を設置すること。
- ②農林水産、大・中・小の商工業、観光などの分野代表で構成する審議会を設置し、県民の声を大事にした愛知の地域経済の活性化施策をつくること。
- ③環境保全や地域防災を担う中小企業の建設・土木工事への経営支援を強めること。重機や除雪機などの所有や保管、修理に対する助成制度を創設すること。
- ④雇用でも経済効果でも地域経済へ大きな比重を占める介護・福祉事業分野の中小規模各種法人への事業改善と継続のための支援を行うこと。介護従事者の負担軽減、福祉充実につながるため、中小企業の技術を活用した福祉ロボットの研究、開発への援助・支援を行うこと。
- ⑤大企業には下請け単価の適正化や内部留保の還元など、企業の社会的責任を果たすように働きかけを強めること。

II. 食の安全を確保し、県土を守る豊かな農林漁業を

- ①RCEP、TPPなどの自由貿易協定から脱退するよう国に求めること。
- ②国に対して、国の責任で農産物の需給を安定させること、生産費を償う「戸別所得補償の復活」を働きかけるとともに、県独自の所得補償施策を進めること。
- ③主要農産物種子法の復活を国に求めること。
- ④名古屋港周辺などでは、遺伝子組み換えの菜種と在来種との交配の事例が生まれている。遺伝子組み換え菜種との交配による汚染が広がらないように、対策を進めること。
- ⑤免税軽油申請の手続きを簡素化すること。
- ⑥畜産、野菜、畑作、果樹、花卉（かき）なども、品目ごとの実態に即した価格保障と所得補償の拡充で、安定して農業を維持できる条件を整えること。
- ⑦県内の公共建築に県内材の利用促進をはかること。また、森林税を活用して森林の保全と里山の整備を促進すること。
- ⑧漁師が安心して漁業に従事できるため、魚価の安定対策を強化し、最低価格保障や所得補

償ができる制度を創設すること。漁場を守るためにも伊勢湾・三河湾の自然を守る施策を行うこと。

- ⑨2019年から国連が定めた「家族農業の10年」がスタートしている。愛知県でその推進のための施策をすすめること。
- ⑩コロナ禍の需要減少による米価下落対策として、備蓄米を生活困難者・学生など食料支援で活用し、買入を増やすこと。また、国内消費に必要としない外国産米（ミニマムアクセス米）の輸入調整を実施するよう国に求めること。また、備蓄米を活用した食料支援の取り組みを愛知県としても行うこと。
- ⑪肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）の農家負担金を免除するとともに、負担金免除相当額の交付額の削減をやめ、不足分は政府が手当てするよう求めること。また、算定方式は従来どおり都道府県毎の地域算定方式を認め、地域の実情に合わせた制度運用とするよう国に求めること。
- ⑫地球温暖化もあって台風や豪雨などの自然災害が増大化している。共済制度に農家が加入しやすいように補助をおこなうこと。
- ⑬県農業試験場では「ゲノム編集」にかかわらないこと。
- ⑭学校給食の地産化について目標を決め、地場流通の促進を進めること。
- ⑮水田活用直接支払い交付金の見直しは中止し、自給率の低い麦、大豆など畑作物への支払額の増額をするよう国に求めること。
- ⑯燃油価格、家畜飼料、肥料原料、農業資材の高騰に対する支援策を拡充すること。

2) 誰もが安心して豊かに暮らせる愛知を実現

I. 女性の意見が反映された「ジェンダー平等社会」を

(1) 「ジェンダー平等社会」の推進

- ①ジェンダー平等を推進するための総合的な体制を確立すること。
- ②憲法を大切にし、県男女共同参画推進条例、男女共同参画社会基本法、男女雇用機会均等法などに基づき、職場、地域、学校、家庭など、あらゆる分野でジェンダー平等（性別にかかわらず平等）を推進すること。
- ③男女共同参画推進条例については、よりジェンダー平等の視点に立った男女平等推進条例に改正すること。
- ④子どもの発達と心身にそくしたジェンダー教育、「性の多様性」教育を推進すること。
- ⑤DV（配偶者等からの暴力）の実態、性暴力被害者支援ワンストップセンターの存在や活用方法を広く県民に知らせ、増設もすること。
- ⑥県の各種審議機関委員の女性の比率を4割以上に引き上げること。県管理職は、職員の男女比率に応じて登用すること。
- ⑦性的少数者（LGBT）に対する理解を深め、差別や偏見をなくすように啓蒙活動を進めること。
- ⑧選択制夫婦別姓を実現する民法の改正と、性暴力を根絶するための刑法改正を国に強くもとめること。
- ⑨日本軍「慰安婦」問題解決のために、日本政府に対し「課題の事実を認め被害女性に対して謝罪と補償を行う」よう求めること。教科書などに「慰安婦」問題を記述して次世代に継承することを強く働きかけること。

(2) 誰もが自立して働ける愛知を

- ①女性の正規雇用を促進するよう、産業界や教育界などに働きかけること。
- ②男女雇用機会均等法に基づき、愛知労働局と連携し、賃金、処遇など女性への差別を是正するよう企業に働きかけること。
- ③家族内労働を評価しない所得税法 56 条を廃止し、自営業と農業の女性労働を正當に評価するよう国に働きかけること。
- ④誰もが働き続けられるために、憲法、労働基準法、育児休業法などに基づき、産休、育休、介護休暇が完全取得できるよう、企業や学校対象の研修や講演の実施など、周知徹底させる取り組みを強めること。
- ⑤誰もが安心して出産・子育てができるよう、マタハラや逆マタハラ、パワハラなどの防止のため、労働局とも連携しながら周知・啓発のとりくみを強めること。

Ⅱ. 青年が希望を持って学び、働ける愛知を

- ①「正社員が当たり前」の社会に向けて、県はその先頭に立つこと。「ブラック企業規制条例」を制定し、「ブラック企業」の実態を県として調査・把握し、指導を行うこと。また、「ブラック企業」「ブラックバイト」で働く青年の相談窓口を開設すること。
- ②県内の大学・専門学校・高校などと連携して、社員一人ひとりを大切にする「優良企業」の認定・公表を行うこと。
- ③若者の就労支援の取り組みを強めること。生徒・学生の就職支援の相談窓口を拡充するとともに、市町村に青年・学生を対象とした就職（就労）支援の相談窓口を開設すること。
- ④生活に苦しんでいる学生に対し、県独自に給付型奨学金制度をつくること。また、県内の中小企業に就職する若者への奨学金利子返済補助制度の創設など、奨学金返済についての補助制度を設けること。
- ⑤県立大学の授業料の軽減を図り、家庭の年収が 500 万円以下の学生の入学金・授業料の減免制度を設けること。
- ⑥若者のサークル活動や文化活動を促進するため、その活動を保障する公共施設（青年の家や各種スポーツ施設など）を拡充すること。また、そのためにも職員体制の充実を図ること。
- ⑦多くの学生が、バイトを主な収入減としており、コロナ禍の中で収入が減り生活危機に直面している。県独自の支援策を緊急に講じること。

Ⅲ. 県民がいきいき働けるルールづくりを

- ①アルバイト学生は労基法を知らないことや、経営者・店長などとの関係でも無権利状態にありブラックバイトが横行している。愛知労働局や経済団体とも協力して違法状態の解消に努めること。
- ②36 協定締結状況を愛知労働局とも連携して調査し、違法な時間外労働、長時間労働をなくすこと。
- ③解雇の金銭解決制度化や裁量労働制の拡大は行わないよう国に働きかけること。
- ④公契約条例制定後の実態を調査・検証し、また報酬下限額の設定などの条例改正を行うこと。報酬単価は時給 1500 円以上とすること。

- ⑤最低賃金は全国一律で時給 1500 円と以上し、これと合わせて中小企業支援策の抜本的強化を行うよう国に求めること。
- ⑥中小企業に働く労働者の賃上げが可能となるような支援策を具体化するとともに、国に対して要請すること。たとえば、新規事業開拓や研究開発、雇用・能力開発などへの助成の拡充、および社会保険料負担軽減を図るため、国・県で一定割合を助成できるように検討すること。
- ⑦パンフレット「知ってる？働くルール！」の内容を充実するとともに、さらに発行部数を増やすこと。就職を控えた高校3年生や大学生に労働法の基礎を学ぶ場を保障すること。また、愛知県には外国人労働者が多いことをふまえ、母国語解説付きのパンフを作成すること。SNSを活用した相談窓口をつくるなど愛知労働局と連携し、労働相談体制を充実すること。
- ⑧2021年4月から、正労働者と非正規労働者間の不合理な待遇差を禁止するパートタイム・有期雇用労働法が中小企業でも適用となった。違法状態が解消されるように、愛知労働局とも協力して周知に全力をあげ、就業規則作成などに関する相談体制を強化すること。
- ⑨労働者のための研修センターを設置し、安価な会議室、ホール、宿泊機能を提供すること。
- ⑩県労働委員会が労働者の救済機関としての役割が果たせるよう、公益委員には労働問題の専門家を任命すること。
- ⑪県労働委員会の労働者委員の任命は、非「連合」排除を改め多様な労働者の意見を反映するよう、公正に行うこと。また、半数を女性の委員とし、労働者の就業実態を踏まえて、非正規雇用労働者と医療・福祉分野の労働者を任命すること。
- ⑫ILO結社の自由委員会の報告・勧告をふまえた労働基本権の確立を柱とする民主的な公務員制度の確立を国に働きかけること。
- ⑬福祉、保育職場、とくに障害者福祉施設および介護施設に働く労働者の雇用安定のために、「福祉人材確保指針」の趣旨にもとづき、県として独自の補助制度を創設・拡充すること。
- ⑭介護・障害職場の一人夜勤を解消するため、県として独自の補助をおこなうこと。
- ⑮就労継続A型事業所で労働基準法などの労働法が守られない場合は、労働局とも協力して障害者の働く権利を守ること。
- ⑯フリーランス（雇用によらない働き方）で働く人たちが増えている。コロナ禍も長期化しており、県として各種給付金・支援金・補助金・貸付制度の相談および申請支援ができるよう窓口を市町村とも協力して設置すること。
- ⑰愛知県労働運動史は第7巻発行以降編纂されておらず、1989年の労働戦線再編以後の県下における労働運動史がまとめられていない。当時を知る関係者も高齢化しており、直ちに編纂作業を開始すること。

IV. コロナ危機から中小業者の営業と暮らしを守る

(1) 国の地方創生臨時交付金（コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分）などを活用し、中小業者特別支援施策を実施すること

- ①原材料や燃料及び水道光熱費などの負担を軽減し事業継続を支援する制度を創設すること。
- ②コロナ前との比較で売上が減少している中小業者の営業存続を支援する給付金や固定費補助などの制度を創設すること。
- ③中小業者がワンストップで相談できる窓口を設置すること。そのための十分な人員を配置

すること。

- ④愛知県中小企業振興基本条例にもとづき、施策の検証や充実を図るため、振興会議を設置すること。その際、小規模企業の支援団体として愛知県商工団体連合会の代表を委員に選任すること。

(2) 地方税等の減免制度と徴収猶予について国・自治体に働きかけること

- ①コロナ禍で収入・所得が激減することが見込まれる中小業者世帯の住民税減免を行うこと。また、納期限後の減免を認め、遡って減免できるようにすること。
- ②地方税等の徴収の猶予は総務省通達に沿って行うこと。自治体窓口での親切丁寧な相談と徴収の猶予の認定を行うこと。
- ③現在の厳しい生活環境を十分に考慮し、過去に発生した地方税とそれに伴う延滞税についても、特例猶予制度の趣旨に沿った対応を行い、差し押さえ等の強権的な徴収を行わないこと。
- ④休業要請等に伴う協力金や各種給付金を所得認定することにより、税金や社会保険料等の負担が増えることのないよう必要な是正措置を設けるよう国に働きかけること。

(3) 全中小業者に必要な資金を融資し、中小業者の経営を守ること

- ①国・自治体の中小業者向け融資制度拡充の趣旨に沿い、資金が必要な全ての中小業者に融資を行うこと。
- ②審査に当たっては、コロナ禍での厳しい経営環境を十分に考慮し、既往債務の実績や返済能力など金融ベースでだけで判断しないこと。
- ③返済条件の変更に柔軟対応し、既往債務と利息の返済凍結を認めること。新たに発生する保証料などを県が負担すること。
- ④「20年返済・据置期間10年・据置期間中無利子」融資制度を創設すること。
- ⑤制度融資は、県がイニシアティブを発揮し、愛知県信用保証協会や金融機関を指導し、公的融資制度の役割発揮に力を注ぐこと。

3) 文化、芸術、スポーツが光る愛知を

I. 県民のくらしを豊かにする文化、芸術活動、鑑賞を

- ①コロナ禍で疲弊した文化・芸術を支援するために抜本的な財政措置や対策を行うこと。
 - ア) コロナ禍の中で文化活動を安全、安心に遂行するため、県の管轄する公共施設にWi-Fiを利用できるようにすること。
 - イ) 県の要請で自粛した公演、教室には損失補填をすること。申請書類は簡単にすること。
 - ウ) 新型コロナウイルスの感染防止で人数制限をしたため、定員の半分の入場になった公演の損失を補填すること。
 - エ) 保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校に演劇、音楽、映画、絵画、写真などの文化に触れる場をもうけること。その際地元文化団体も加えること。
- ②現在わずか国家予算の0.11%にすぎない文化予算を、フランス(0.88%)や韓国(1.05%)並みに大幅に引き上げるよう、国に働きかけること。
- ③すでに制定されている愛知県文化芸術振興条例の実現徹底を図り、県民のくらしを豊かにする文化、芸術活動、鑑賞を応援すること。

- ④小中学生、高齢者に文化に触れる機会を促すために、県が管理する芸術・文化施設の入館料を無料にすること。また、美術学生にも入館料を無料にすること。働いている人のため入館時間を延長すること。
- ⑤2013年3月策定の「文化芸術創造あいちづくり推進方針」の地元文化団体への周知をはかること。地元文化団体等との懇談を定期的に行い、その要求を十分くみとった施策を行うこと。
- ⑥国際芸術祭は、地元芸術家作品もとり入れるなど、地元密着型を重視すること。なお開催にあたっては、愛知県美術館などを利用している団体との懇談会を行い、開催内容を検討すること。また不当な圧力に屈しないこと。
- ⑦鶴舞の県勤労会館跡地は、演劇や音楽の公演・鑑賞ができる場として、名古屋市内に少ない「中ホール」施設の建設を検討すること。
- ⑧ウインクあいち（愛知県産業労働センター）など県の施設の利用料が、同規模の名古屋市の施設と比較して高く、また公共施設のもつ公共的性格から引き下げること。
- ⑨愛知県芸術劇場をセンターとして、ユニークな活動を展開している知立市、長久手町、岡崎市、豊橋市などの劇場とネットワークを築き、経済効果も期待できる同一企画の巡演を検討すること。
- ⑩指定管理者運営の愛知県美術館の規則を、管理者の都合だけを最優先しないように改め、県民、利用者の立場の運営に改善すること。また、同美術館の利用料の大幅な減額を行うこと。
- ⑪県内で活動する文学団体や同人誌の文芸雑誌発行に対して、郵送料の補助など支援を県独自で行うこと。また国にも定額での送付の措置など対応を働きかけること。
- ⑫県内のすぐれた文化人の死去等に伴う寄贈蔵書等の保管を必要に応じて行うこと。そのための財政的措置を行うこと。
- ⑬日本国憲法で謳っている「表現の自由」を守ること。憲法を守ることを明記した行事に、憲法を守る立場の自治体として「政治的中立」を理由とする「後援拒否」をしないこと。

Ⅱ. スポーツのあり方を県民本位の施策で

- ①愛知県・同教育委員会による、2013年度策定・2018年度改定の「いきいきあいち スポーツプラン」の「はじめに」には、スポーツ基本法の基本精神として「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利である」とうたっている。この精神に基づき県民が主人公の施策を実施すること。
- ②2026年には愛知県と名古屋市共催によるアジア競技大会が予定され、ただでさえ足りない県内スポーツ施設が、さらに利用困難になる恐れがある。長期的な施設計画をたてて利用者負担の低減を行い、より多くの県民がスポーツを日常的に楽しめる環境を整えること。
- ③いつでも、どこでも、誰もがスポーツが行えるよう、また時間がない、お金がない、施設がないの“3ない”から脱却できるよう施策の充実や利用者負担の無償化や軽減を図ること。
- ④スポーツから暴力、ドーピングの撲滅のため、学校教育や市民を対象としたスポーツ教室を組織し、文化的側面から啓発活動を行うこと。指導者への研修も行うこと。
- ⑤高等学校の体育施設の県民開放の利用時間と利用対象の拡大を行うこと。また大学、企業の体育施設の活用制度をつくること。
- ⑥新規施設の建設では、計画段階で県民要求を取り入れるタウンミーティングを積極的かつ

定期的に行い、県民へ計画・予算の情報を開示すること。

- ⑦名古屋市には市障害者スポーツセンターがあるが、愛知県には障害者が日常的にスポーツに親しめる施設がない。施設建設と環境づくりを早急にすすめること。
- ⑧草の根の国際スポーツ交流が促進できるよう、補助金制度をつくり活用を図ること。
- ⑨施設不足で休日等に会場が確保できない状況が多くなっている。また愛知県武道館は使用料が名古屋市の約4倍と高額である。県民が手軽に使用できる料金に見直すこと。
- ⑩愛知県発行のパンフレット「あいち財政の概要・2022年5月」で、スポーツに関しては、スポーツ王国あいちと題し2026年アジア競技大会等に向けての取り組み、愛知・岐阜で開催されるFIA世界ラリー選手権ラリージャパンの成功に向けての取り組みなどの記載だけで、日常的な県民スポーツ活動の要求に応える施策が乏しい。施設、利用料、開館時間を県民の要求に沿うものにする。
- ⑪受益者負担の考え方をとらず、施設利用料の値上げを行わないこと。
- ⑫全国各地で取り組まれているコンベンション支援制度をつくり、観光活性化をはかりながらスポーツ団体への財政援助を行うこと。
- ⑬新型コロナウイルスで大打撃を受けたスポーツ団体を通年で援助する、スポーツ補助金制度をつくりスポーツの発展に寄与すること。
- ⑭障害者と健常者が、同じ場所で日常的にスポーツに親しめる施設建設と環境づくりを早急にすすめること。

第4章 安全、平和をまもる愛知へ

I. 地震・風水害、原発災害から県民を守るために

(1) 地震・津波・高潮・豪雨・竜巻などの災害から県民を守るために

- ①改定された災害対策基本法にしたがって、愛知県の地域防災計画および市町村の地域防災計画を見直すこと。また、改定された災害対策法では、自治体に対し、個別避難計画の策定が努力義務とされた。災害ケアプランの作成など各自治体での具体化を財政面や人材面で支援し、県として個別避難計画の策定目標を決め、計画的に進めるとともに、毎年の進行状況を公表すること。
- ②第三次愛知地震対策アクションプランにかかげた、2023年度までの具体目標について、市町村ごとの達成状況を毎年度公表して到達状況を明らかにするとともに、目標達成のための市町村への支援策および県独自の施策を具体化すること。
- ③南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定された豊橋市、田原市、南知多町について、住民と来訪者が全員避難できるだけの津波避難施設の整備など、自治体が進める防災対策への支援を強化すること。また、南海トラフ地震臨時情報にもとづく事前避難対策地域が設定されたが、住民への正確な情報発信とともに、具体的な避難先の確保と当該地域での津波避難施設の建設を同時並行で進めること。
- ④津波災害警戒区域では、避難促進施設の整備、地域防災計画の改定、津波避難訓練の実施など津波防災地域としての対策を強化すること。津波避難ビルやタワーだけでなく、人工の高台公園型や、歩道橋型の津波避難施設など、公園や広場として日常的に利用可能な避難施設を増やすこと。命山（避難するための人工の丘）や避難ビルの整備、堤防・水門の総点検、大規模改修、耐震性強化などをすすめること。必要な地域では市町村との連携を

強め津波災害特別警戒区域の指定を急ぐこと。

- ⑤熊本地震の被災状況も踏まえて、大規模盛土造成地分布状況、規模を把握し、宅地の耐震化など具体的な対策を促進すること。住宅の耐震、部分不燃化対策、マンションの耐震改修など建物の耐震性強化の支援、家具等の転倒対策の強化をすすめること。これらをすすめるためにも、県の防災関連予算を増額し、必要な人員を配置すること。
- ⑥福祉避難所の絶対数を増やすこと。福祉避難所となる施設に対し、耐震化はもちろん、要援護者を収容できるスペースと必要な人員の確保を行政の責任ですすめること。避難方法についても、要援護者は直接、福祉避難所で受け入れる仕組みに改めること。ペットを連れた避難者に対応できる設備、スペースを確保すること。
- ⑦20年7月に策定した、避難所における新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドラインについて、実態に即して、たえず改善をはかること。とくにジェンダー平等の視点を重視すること。女性、障害者、外国籍の方等の人権・ニーズに配慮した運営を行うために避難所運営組織への女性はじめマイノリティーの方の参加を義務化すること。
- ⑧コロナ禍のもと、避難所での密閉・密集・密接を避けるため多様な形態の避難所を必要数確保すること。県の避難所運営マニュアルでは、在宅避難や縁故避難を多様な避難形態の例と挙げるが、極力、個人任せにせず、小中学校では体育館に加えてエアコンが設置された教室の積極的活用、旅館やホテルなどの宿泊施設、企業の会議室や研修センター、大学、高校、専門学校の利用、車中避難者のための駐車場など避難所として準備すること。
- ⑨避難所における基本的な生活衛生環境の整備を強力にすすめること。県の避難所運営マニュアルでは、1家族を単位として3m×3mの区画を割り当て、家族間の距離を1m以上あけるとしているが、一人当たりスペースを4㎡（対人2m距離）確保することを新たな基準として、国際基準であるスフィア基準に適合した避難所の整備・運営ができるように国に要求すること。県として少なくともTKB（清潔なトイレ、温かい食事、地面より高い寝床）を用意し、個人の尊厳を守れる空間を用意するために、あらゆる施策をとること。そのためにも、避難所となる体育館のエアコン設置、自校方式の給食室をもつ学校や施設の整備を日常的に進めること。
- ⑩避難所施設では、ジェンダー平等の視点を取り入れる。とくに女性、障害者、外国籍の方等の人権・ニーズに配慮した運営を行うために避難所運営組織への女性はじめマイノリティーの方の参加を義務化すること。
- ⑪感染症の早期発見と予防のために、県の避難所運営マニュアルで示した、区画の振り分け（ゾーニング）を徹底するとともに、避難者の健康状態の確認と避難所などの衛生状態をチェックし、必要な改善指導ができる保健師など保健所業務の人的体制を抜本的に強化すること。感染者の隔離および医療機関などへの搬送に必要な体制を確立すること。
- ⑫県の避難所運営マニュアルで示した備蓄すべき物資について、すべての市町村が必要な物資を備蓄できるように、市町村まかせにせず、補助などの財政的支援や備蓄品の現物提供、広域的な避難所の相互提供体制の確保も含めた措置をとること。
- ⑬避難所以外に避難している避難者について、情報を収集し、親身に支援すること。
- ⑭地域住民と帰宅困難者の避難場所と避難施設及びその受け入れを抜本的に拡充すること。とくに、災害弱者の方の支援体制を地元市町村と協力して進めること。
- ⑮台風等災害による停電の被害を防止し、発災時の早期復旧が可能となるように、必要な人員の確保や災害対策を準備するように、電気事業者と協議、連携すること。
- ⑯石油コンビナートについて、必要な消防力を広域的に確保するとともに、地震の際の護岸の側方流動化はじめとした地盤の液状化対策への対策を強化すること。また、名古屋港などでの金属スクラップ置き場での火災対策について、指導基準を全県的に確定し、分野の

徹底や定期的な立ち入り検査などを推進すること。

- ⑰最近のスーパー台風や局地的豪雨災害の発生増加傾向を踏まえて、河川改修計画と浸水被害想定を見直すこと。基礎自治体の枠を超えた広域的な避難計画を立て、訓練を行うこと。中小河川の堤防の嵩上げ、水位計や監視カメラの増設を行うこと。
- ⑱日本最大のゼロメートル地帯である名古屋南西部を含む尾張西部地方について、津波避難施設の整備、河川・海岸堤防の耐震強化、排水機場の耐震化、地盤沈下と液状化対策などを当該自治体と連携して早急に進めること。
- ⑲県内約1万1000カ所の土砂災害危険箇所について、必要な土砂災害警戒区域（2021年8月31日現在1万6987カ所）および土砂災害特別警戒区域（同1万5217カ所）の指定を急ぐとともに、砂防堰堤の整備、ため池対策などを加速すること。ライフラインを総点検し、急傾斜地崩壊危険区域など土砂崩れ対策、大規模造成宅地災害対策を強化すること。熱海の災害を教訓に、盛り土の点検をさらに強めること。
- ⑳亜炭鉱跡地対策を促進すること。亜炭鉱跡の実態を把握するための調査および充填に関する事業の実施を国に働きかけるとともに、国の「旧鉱物採掘区域防災対策費補助金」を申請し、県として率先して抜本的な対策を行うこと。
- ㉑消防力の低下をもたらす消防組織の合併、消防署や出張所の統廃合を中止すること。広域的に出動する名古屋市の消防ヘリコプターの運航について応分の費用を負担すること。救急車や消防車の台数を全国平均なみに増やすこと。消防や地域の防災力強化のために抜本的予算措置をとること。
- ㉒公共施設、特に学校の塀や壁、バックネットの支柱など、倒壊の危険があるものを早急に撤去・補強して、県民・子どもの安全を守ること。民間の安全基準を満たしていないブロック塀の除去の応援をすること。
- ㉓県内産材を利用した木造仮設住宅の開発をすすめること。民間賃貸住宅を「みなし仮設住宅」として活用するのに必要な準備をすすめること。
- ㉔災害被害者の住宅・生活・営業の県独自の支援策をつくること。被災者の生活再建をするために国施策とあわせて、全壊住宅に対しては500万円の支援金を支給すること。また、半壊の家屋であっても住めない状態のものは全壊とみなす措置をとり、半壊世帯・一部損壊世帯も支援の対象とするよう、制度を拡充させること。
- ㉕地震や津波などの情報の的確な収集を強化するとともに、市町村長による避難の指示等や住民への伝達が的確におこなえるようにするため、支援を強化すること。外国人への避難情報が的確に伝わるように徹底すること。
- ㉖基幹的広域防災拠点の整備にあたっては、避難施設をかねる運動施設の建設や運営などについて地元自治体とていねいに協議しながら進めること。防災拠点への移転が計画されている愛知県消防学校については、名古屋市消防学校との統廃合はせず、消防及び防災の担い手を育てる機能の拡充をはかること。

(2) 原発災害から県民を守るために

- ①福島原発事故から真摯に教訓をくみとり、愛知県原子力防災計画を実効性のある原発事故緊急時対策に抜本的に見直すこと。保健所、保健センターなどに放射線測定器の設置・ヨウ素剤の備蓄をすること。
- ②すべての市町村に①と同様の見地で「原子力防災計画」の策定・見直しを行うよう援助すること。
- ③愛知県在住の福島原発事故の被災者について、自主的避難者も含めて、健康診断や生活支援、相談窓口の開設など、市町村とも連携しながら県として支援を強化すること。

- ④3・11の被害の実態から原発の危険性について、県の職員（教員含むすべての関係者）の研究を行い、県レベルで事故を想定した手順書の基本を作成し、各市町村がそれに準じて作成するよう援助すること。
- ⑤文部科学省が全国の小中高校生に配布した放射線副読本（2018年改訂）は、原子力事故の評価等問題が多い。国会事故調報告をベースに、「小・中・高」生向けに副読本を作成し、学校での教育を進めること。

Ⅱ. 「SDGs未来都市」めざし県民が安心して暮らせる環境にやさしい愛知を

(1) 自治体の役割をしっかりと果たし、環境と県民の健康と安心を第一に

- ①実効ある自動車排ガス対策をとって、大気汚染の改善を進めること。名古屋港地域の大气汚染測定を充実させること。
- ②自動車NOx・PM法について、県として地域指定解除を申請しないこと。
- ③PM2.5の環境基準達成のために、発生源の究明と具体的な対策を進めること。
- ④年齢や地域などの制限を付けない、ぜん息医療費助成制度の創設を国に求め、県として独自の救済制度を設けること。
- ⑤アスベストを「封じ込める」措置をした施設も、震災によって損壊し、飛散させる危険がある。措置済みの県有施設から計画的にアスベストを撤去すること。アスベスト調査・撤去への助成を、全市町村で実施できるよう働きかけること。
- ⑥県営名古屋空港周辺で騒音被害が発生している。県として厳正に対応すること。

(2) 温暖化防止対策の積極的な推進を

- ①パリ協定の2030年度の温室効果ガス排出削減目標達成のため、COP26「グラスゴー気候合意」の2010年度比約45%削減・2050年度正味ゼロ実現に向けて、具体的取り組みを進めること。
- ②県有施設に太陽光、風力、小規模水力など再生可能エネルギー発電施設を設置すること。
- ③中部電力武豊火力発電所のリプレース計画ははじめ石炭火力発電所の新設は、温室効果ガス排出削減に整合せず、中止を含め計画の見直しを求めること。
- ④温暖化対策として食料・エネルギーの地産地消を拡大すること。

(3) 「原発ゼロ社会を目指す愛知県宣言」を行い、行動にうつすこと

- ①国や電力会社に原発ゼロへの政策転換を働きかけること。
- ②南海トラフ巨大地震の震源地の真上にある浜岡原子力発電所は永久に停止、廃炉として、核燃料を安全な場所へ移動させるよう中部電力に申し入れること。
- ③福井県内にある原発群の再稼働に反対し、廃炉を求めること。
- ④住民の声を反映できるよう「愛知県地域エネルギー条例」を制定し、太陽光、太陽熱、風力、小水力、バイオマスなど、再生可能エネルギーの開発と普及を計画的に取り組むこと。
- ⑤電力自由化を契機に、県として原発に依存しない電気事業者との契約変更を積極的に進めること。

(4) 環境と県民生活に影響を与える事業はゼロから見直しを

- ①設楽ダムは、環境を大規模に破壊し、利水、治水の面でも不要である。ダム事業から撤退

すること。一昨年の渇水でも大きな影響のない節水で対処できており、水道用水使用権を返上し費用負担を止めること。ダム建設地には多数の断層が通っており、大規模な岩盤滑り(深層崩壊)を繰り返しており、設楽ダム本体工事の前に第三者の専門家からなる、検証委員会を立ち上げ、地質地盤の科学的検証を行うよう、事業者申し入れること。

- ②木曾川水系連絡導水路計画は、過大な水需要予測に基づくものであり、県として「建設に同意しない」との考えを固め、中止するよう国に働きかけ、県として事業から撤退すること。長良川河口堰の開門調査を早期に実施し、国に「合同会議」の開催を申し入れること。
- ③名古屋港浚渫土砂の中部空港沖への埋め立て計画、中部国際空港2本目滑走路計画は中止すること。名古屋港の浚渫土砂は干潟の再生、貧酸素塊が発生する伊勢湾中央部深場の改善など環境保全に寄与する分野に活用すること。
- ④国道155号・西知多道路は現在の交通状況から見てまったく必要なく、1400億円かける道路建設はムダな事業であり、その財源を県道の保全に回すこと。新たな空港へのアクセス道は不要であり、ムダな西知多道路計画は撤回すること。

今、愛知県に求められる道路行政は、数十年に一度と言われる豪雨による、道路の陥没・崩壊、崖崩れ、橋の崩落等による被害を食い止めるために、県管理の国道・県道、橋などの危険箇所の調査・点検を行い、随時でなく、ただちに補修、掛け替え、崖崩れ防止策など、県民の安全・安心に役立つ計画の転換を行うことである。

- ⑤コロナ禍における典型的な三密のカジノ産業は、ポストコロナの社会でも斜陽産業であり、根底から成り立たない。刑法が禁じる賭博を合法化して地域経済を吸い上げ、ギャンブル依存症などを生む、カジノは誘致しないこと。国際都市の名のもとに、カジノを含む統合型リゾート（IR）で、人の不幸をうみだす事業は自治体の仕事ではない。国に対してカジノ実施法の廃止を求めること。
- ⑥ポストコロナを見越して、高すぎる愛知県国際展示場の貸し出し料金を見直すこと。国内での需要拡大のため、企業活動だけでなくNPOなどの非営利活動の需要にも応えるため、低額料金での貸し出しも工夫すること。空からも鉄道からも交通の便が良いことから、名実共に多彩な「エンターテイメント」会場となるよう工夫すること。
- ⑦産廃処分場の認可にあたっては当該市町村および地域住民との同意を条件にし、環境保全を最優先すること。ダイコー事件（食品廃棄物の横流し事件）に学び、産廃処理業者への監視・調査・指導を徹底すること。

(5) 環境に影響を与える事業は計画段階から県民参加で

- ①現行環境影響評価制度を、「構想、計画段階からの実施」「ゼロオプションをふくむ代替案の追加」「必要性に対する評価」「市民参加の充実」など、戦略的環境影響評価制度の内容を持ったものに見直すこと。
- ②規模が小さいなどの理由で環境影響評価の対象とならない計画でも、県が関わる事業では、大気、騒音、自然環境など影響調査を実施し、住民への説明を行うこと。

(6) 環境首都あいち（環境先進県）をめざしてより積極的な施策を

- ①関係する自治体や自然保護団体と協力して、一色干潟、汐川干潟、六条潟など、三河湾の浅瀬・干潟を保全し、ラムサール条約登録地とするよう働きかけること。
- ②貴重な自然環境を守るため積極的に「自然環境保全地域」を指定し保全に努めること。
- ③県有施設においては植栽などに極力農薬を使用しないこと。施設建設にあたってはできるだけ化学物質を使わない、人にやさしい建材を使用すること。
- ④持続可能な開発目標（SDGs）に対応した計画を策定すること。

- ⑤アサリ、ノリ等の漁業振興のためにも伊勢湾・三河湾の環境保全・再生を進めること。リンの濃度を適切に管理すること。
- ⑥「プラスチックのゴミ・ゼロ」をめざし取り組みを加速すること。
- ⑦発がん性が疑われる「PFOS」を含む泡消化剤の廃棄をすすめること。

(7) リニア中央新幹線事業は中止して県民生活に必要な交通基盤の拡充を

- ①リニア中央新幹線は現行新幹線と比べて4倍以上の電力を浪費し、CO2排出量も4倍になり地球の温暖化を促進する。また、トンネル工事で地下水の枯渇や自然環境、生活環境の破壊が避けられない。リニア新幹線事業への協力および県の関連事業の推進を行わないこと。
- ②リニア中央新幹線工事では、静岡県側の水問題解決への要望に対して、JR東海の科学的根拠が貧弱なことから、工事の進行がストップしている。愛知県においても、リニア工事に対する県民の疑問・不安・要望を受け止め、JR東海と交渉する県の組織・機関を設置し、その交渉の経過・結果を県民に速やかに公表すること。
- ③静岡県が設置した「静岡県中央新幹線環境保全連絡会議」は、リニア事業において有識者、県民の意見を集め議論する模範的な組織だと考える。愛知県も静岡県を見習って、中央新幹線環境保全連絡会議を設置すること。
- ④リニア工事で発生する残土の処理、要対策発生土の処理では、県内でも、2014年に認可された環境影響評価書から外れてJR東海の対応がされている。環境アセスにこだわらず環境を悪化させない十分な対策を国とJR東海に求めること。
- ⑤知事が環境影響評価準備書に対して提出した55項目の意見が、事業者たるJR東海によってどこまで配慮されているのか、知事の手によって項目ごとに精査して示すこと。
- ⑥当面、県として県民生活を守る立場から、JR東海などに下記5項目を緊急に指導し、実施させること。
 - ア)リニア工事の発生土運搬ダンプ、生コン車の走行ルート周辺の住民は、騒音、振動、排気ガスと10年以上も苦痛を強いられる計画である。発生土処分先として瀬戸市と東海市への搬入はこれ以上行わないようにJR東海に指導すること。
 - イ)坂下非常口立て抗工事が深夜3時まで1年7ヶ月も行われ、住民の健康被害が懸念される。住民の生活に多大な影響を与える事業は、JR東海任せにせず、県が県民の生活を守る対策を事業者を求めること。
 - ウ)名古屋駅周辺では、開削工事区域での立ち退きや都市トンネル区域での区分地上権設定のための地権者の用地買収が、土地収用法を根拠に強権的に行われようとしているが、実行にあたっては地権者をはじめ沿線周辺住民の意向を尊重すること。
 - エ)自然環境、生活環境を守るため、「環境保全協定」をJR東海と締結すること。
 - オ)JR東海に在来線の無人駅に駅員を配置するよう働きかけること。
- ⑦JR東海は、これから進めようとしている大深度地下工事は地上権者には影響を与えないとしているが、東京外環道路の工事では同じ工法で貧酸素ガス(殺人ガス)が地表に噴き出す被害が発生し、また地面が陥没する事故や地下空洞がおきている。地上権者への地下使用にかかわる補償も含めた丁寧な計画の説明を行うよう、JR東海を指導すること。

Ⅲ. 政府に核兵器禁止条約への参加を求め、憲法 9 条が生きる平和な愛知を

(1) 「平和県宣言」の趣旨に基づき、憲法 9 条を基本に平和を守る県政を

- ①「日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める署名」に知事・議長を先頭に自治体関係者のみなさんが署名されること。また、住民のみなさんにこの署名を紹介し広く呼び掛けていただくこと。
- ②県庁前に「平和県宣言」の記念碑を建てること。宣言文の「戦争のない世界、原水爆脅威のない世界は、全人類の悲願である」を現代的に発展させて「非核平和愛知県宣言」を県として宣言する事。
- ③非核平和事業を「総合計画・ビジョン」に位置づけて行政計画で具体化し事務分掌で明確化すること。核兵器廃絶と恒久平和の確立に寄与することをめざす非核平和事業の予算を充実すること。
- ④高齢化し、年々減少している被爆者の被爆体験の継承は、時間が限られてきている。今だからこそ、被爆体験の継承事業と、それを活かした平和施策をすすめるために、「被爆者支援予算」を大幅に拡大すること。県として被爆者のために、広島・長崎の祈念式典への参加費用の補助を予算化すること。
- ⑤健康と病歴調査を中心にした被爆二世の実態調査を行うこと。被爆者二世に対して、被爆者に準じた 1 1 障害への医療費助成を県制度として行うこと。被爆二世健診において、現行の検診項目に胸部レントゲンや心電図等を加え、協会けんぽの一般健診なみに拡充すること。多発性骨髄腫の検診のみならず、すべてのがん検診を健診項目に入れること。健診で要精密検査になった場合の再健診の費用負担への補助を実施すること。
- ⑥「愛知・名古屋 戦争に関する資料館」で、核兵器の非人道性を理解するためにも、被爆の実相を伝える被爆者団体が作成したパネルの展示の企画展を検討すること。同資料館を通して、戦争体験の継承・戦跡の調査・戦争資料の収集などを行うこと。
- ⑦自衛隊の基地機能強化反対・基地撤去や、海外派兵中止を求めること。米軍等の空港の利用を認めず、軍用機の事故防止対策の強化を求めること。
- ⑧日本がかつて行った侵略戦争や植民地支配を反省し、県としてもアジア諸国と良好な友好関係をめざすこと。日本軍「慰安婦」問題、強制連行・強制労働問題解決のための立法化を国に強く働きかけること。
- ⑨小・中学校における平和読本の作成・活用をはじめとした学校平和教育を推進すること。学校教育において日本国憲法、平和、ヒロシマ、ナガサキ、フクシマを学ぶ機会を設けること。
広島平和記念資料館所有の広島市立基町高等学校の生徒と被爆体験証言者との共同制作による「原爆の絵」の活用を、原爆パネルとともに小中高等学校を含め公共施設での展示を行い、被爆の実相を広げること。小・中学校、高等学校における平和教育のなかで被爆者の体験を聞く機会を広げること。
修学旅行には沖縄・広島・長崎に行くことをすすめ、核兵器の恐ろしさ平和の尊さについて学ぶ機会を設けること。
- ⑩子どもの権利条約の観点から、小中高校において児童・生徒が、総合学習、職場体験学習などで自衛隊を訪問・招待し、体験や講義などを受けることがないようにすること。少なくとも、そこでの自衛隊高等工科大学への勧誘や自衛隊へのリクルートは行わないように自衛隊に申し入れること。

- ⑪県下の自治体で、自衛官募集に関わって自衛隊に対して住民基本台帳の情報を提供している自治体がある。憲法 13 条に反し、住民基本台帳法に違反する情報提供は中止すべき事を県下の自治体に見解として提起すること。

(2) 空と海の平和な港を維持し、愛知が軍需産業の拠点化にならないために

- ①全国知事会が日米地位協定の改定を求めた 2 つの決議 (2018 年と 2020 年) に基づいて具体的な行動をとること。
- ②国に対して、防衛装備移転三原則の閣議決定の撤回と武器輸出三原則の復活・厳守を求めること。
- ③政府に対して、F35 戦闘機最終組み立てと整備拠点について、反対の意思を示すこと。国内で最終組立て等を行った F35A については、防衛省に引き渡される前に試験飛行が米側において米国政府管理のもと行われている。最終組み立ての試験飛行、また整備拠点の外国軍機の利用など、愛知県知事の政策判断として米軍機の利用に反対の意思を示すこと。県は「アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区」に関わって、軍事産業支援につながないよう、軍事転用禁止を明確にし、参加企業に求めること。
- ④愛知県の地域防災計画「第 15 章 航空災害対策」では、民間機と自衛隊機の墜落などへの対策が明記されている一方で、F35 のような「日米地位協定の適用航空機」や外国軍機への対応が明記されていない。愛知県防災計画に位置づけること。
- ⑤名古屋港は商業港として平和利用が守られるべきと考える。米軍艦船、自衛隊艦船の入港について、全ての軍艦船の入港に反対すること。とりわけ、全ての外国軍艦に非核の証明書を求めることを柱とする「非核〇〇港宣言」または「非核〇〇港条例」を実現すること。

第 5 章 市町村と県民を応援する県政を

(1) 住民福祉の増進のための真の地方分権改革を

- ①政府が進める「デジタル・ガバメント実行計画」における自治体業務の標準化は自治体独自の施策を後退化させることになりかねないので、推進しないこと。
- ②県民生活優先の公共サービスの確立と推進、そのための適正な職員の配置を行うこと。
- ③公務公共サービスの民営化・産業化はおこなわず、県が責任を持って公共サービスを提供すること。
- ④ICT (情報・通信技術) の活用にあたり、個人情報保護を最大限に留意し、住民参加を保障すること。
- ⑤県の人口の 1 割、面積では 3 分の 1 を占める東三河広域連合について、単純な経費の縮減や効率化を求めるのではなく、身近な行政は身近な自治体が行う立場で、拙速な取り組みを行わないよう関係市町村に働きかけること。

(2) 大企業だけが潤う「日本一元気な愛知」づくりではなく、国の悪政から県民生活を守る県政を

- ①グローバル展開する大企業だけが潤う大都市圏づくりをやめ、「県政の目標は住民生活の向上」を第一に、国の悪政から県民生活を守るとともに、市町村や県民とともに住みやすい・住み続けられる愛知づくりをすすめること。

②グローバル企業の利益のためのT P P 11 の協定実施にあたっては日本の農業への十分な保護を行い、国民のいのちと健康を侵す恐れのある事項は十分防御するよう、政府に働きかけること。

(3) 財界の意向を重視する県政ではなく、県民や市町村、県職員の声が生きる県政を

①県政を運営する主人公は県民であるという立場で、計画・企画の段階から情報公開をすすめ、現地・現場である各市町村の意見や県職員の声を県政運営に反映すること。

②大企業にも、社会的責任を果たすことを求める県政運営を進めること。

③各種審議会・委員会に公募による委員を含めて多くの県民の代表が参加できるようにするとともに、少ない女性委員の比率を最大限5割に近づけること。

(4) 少子高齢化・人口減少がすすむ市町村に対して実態に合った特別の対策を
少子高齢化・人口減少が進む設楽町、東栄町、豊根村、飛島村、新城市、南知多町、美浜町に対しては、それぞれの市町村の実態に合った特別の対策を講じること。

(5) 消費税反対の立場から県民の暮らしを守る愛知を

①国に消費税の減税を働きかけ、消費税を県の水道料金や公共料金に転嫁しないこと。

②大企業の実効法人税率引き下げ、中小企業の経営を圧迫する法人事業性外形標準課税の拡大に反対すること。